

第10回 NPO法人会計講座

令和元年11月

こんにちは、宮崎県生活・協働・男女参画課です。

無事、節目の10回目に到達しました！！

さて、今回も減価償却について御説明しますが、

今回は、そもそも論で、なぜ減価償却を行う必要があるのか？
ということについて、少し説明をいたします。

まず初めに、前回、減価償却は固定資産に対して行う会計処理と御説明しましたが、

そもそも企業が固定資産を所有する目的って何でしょうか？

建物	→ 住むため？	} 全部「×」です！
備品や機械	→ コレクションのため？	
車	→ ドライブするため？	

答えは、事業活動のため（儲けるため）です！

パンを作る会社（A社）が、新商品（コロネ）を製造するための新機械を購入したというたとえ話で説明します。

◎コロネを製造する機械

購入日	令和元年4月1日
購入額	200万円
耐用年数	5年
残存価額	20万円

さて、この会社の令和元年度の事業年度が終わり、1年間の収支を計算すると、コロネが500万円分売れていたことが分かりました。

このコロネを製造する機械の導入によって、A社は儲けたといえるのでしょうか？？

→答えは、情報不足により不明です。。。

なぜ、情報不足かという、コロネが500万円分の売れた事に対して、新たにかかった費用の情報がないからです。

たとえコロネを販売することで、500万円売り上げが増えても、一方で、光熱費やら、人件費やらパンの材料やらがかさんで、費用が600万円増えてしまったら、結局、会社としては、100万円の赤字ですよ。

収益だけではなく、かかる費用も分からないと、儲かったかどうか判断ができないのです。

ですので、会計には 「費用収益対応の原則」 というルールがあります。

損益計算書に収益をあげるときは、
かならず、対応する費用を計上しないといけないというルールです。

でないと、利害関係者が、通知表である損益計算書を見る際に、結局儲けたのか、損したのか正確な判断ができませんよ。

さて、さきほどのA社の話に戻りますが、500万円の売り上げに対する費用について、

光熱費とか、人件費とか、パンの材料の購入などの費用については、費用が発生する都度、仕訳（会計処理）を行うので、それらの費用は、損益計算書にそのまま反映されます。

例えば5月分の水道光熱費の支払った場合は、支払った時点で次の仕訳を行うので、

水道光熱費	10,000	/	現金	10,000
-------	--------	---	----	--------

年度終了時点で、損益計算書に費用が反映されているわけです。

損益計算書

(借方)

(貸方)

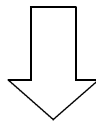
(費用の部)	(収益の部)
水道光熱費 10,000	
(利益)	

では、コロネの製造のために、200万円支払って機械を導入しましたよね。
この200万円の出費についてはどうでしょう？

機械を購入した際に、次の仕訳を行いますので、
年度終了時点では、貸借対照表に200万円の資産として反映されています。

機械導入時の仕訳（現金で200万円の機械を導入した。）

機械 2,000,000 / 現金 2,000,000



反映されている

貸借対照表

(借方)	(貸方)
(資産の部)	(負債の部)
機械 2,000,000	
	(純資産の部)

しかし、このコロネを製造するための200万円の機械代の支払いは、
「ある意味、コロネを製造するためのコスト」と捉えることもできます。

じゃあ、資産じゃなくて
費用なんじゃない??



ですので、

この 200 万円の機械を、コロネ製造にかかる費用として、

耐用年数（5 年間）にわたり、毎年度、決算時に、

貸借対照項目である「資産」から、損益計算書項目である「費用」に振り替えて、

各年度の売上（収益）と対応させることが減価償却を行う意味なのです。

（5 年間にわたり、毎年度行う決算整理仕訳）

減価償却費 360,000(※) / 機械 360,000



機械（資産）を費用に振替える。

(※) 200 万円 - 20 万円（残存価額） ÷ 5（耐用年数）

いかがでしたでしょうか？

今回はここまでにします。

おつかれさまでした☆